

# 養育費履行確保等支援事業 のご案内

養育費は、ひとり親家庭のこどもが健やかに育つために必要な費用です。県では、養育費の取決めにかかる公正証書の作成や保証会社の保証契約で負担した経費の一部を助成しています。

## 対象者

次に掲げるすべての事項に該当する者。

- (1)離婚を考える父母又は母子家庭の母若しくは父子家庭の父であること
- (2)千葉県内の町村に居住していること
- (3)養育費の取決めや取得に要する経費を負担していること
- (4)過去に本事業による同内容の補助を受けていないこと
- (5)他の自治体から同内容の助成を受けていないこと

## 対象要件と助成額

### 公正証書による債務名義の作成支援

- 要件 養育費について取り決めた強制執行認諾文言付きの公正証書を作成し、それに要する費用を負担していること
- 金額 公証人手数料令に定められた公証人手数料(上限:23,000円)

### 保証会社と締結する養育費に係る保証契約における保証料への支援

- 要件 養育費の未払いに備え、保証会社と養育費に係る保証契約(一年以上のもの)を締結し、その初回の保証料を負担していること
- 金額 初回の保証料(上限:50,000円)

※申請期限は公正証書を作成した日※又は契約を締結した日※の翌日から起算して1年以内です。(※令和6年4月1日以降に限る。)

### 【問い合わせ・申請先】

お住まいの町村を管轄している健康福祉センターへ申請してください。  
(事前にご相談をお願いします。)

## 必要書類

- ア 申請書(請求書)
  - イ 申請者及びその養育する子の戸籍謄本又は抄本※
  - ウ 申請者及びその養育する子の属する世帯全員の住民票の写し※
  - エ 申請者が支払った補助対象となる経費の領収証等の写し
  - オ (クレジットカードにより支払った場合)クレジットカード契約証明書の写し
  - カ 養育費の取決めを交わした文書の写し  
(公正証書による債務名義の作成支援の場合は養育費の取決めを交わした公正証書の写し)
  - キ(養育費に係る保証契約における保証料への支援の場合)  
保証会社と契約した養育費立替保証契約書(保証期間が1年以上のものに限る。)の写し
  - ク 受取口座を確認できる書類の写し(通帳やキャッシュカードの写しなど)
  - ケ その他、健康福祉センター長が必要と認める書類
- ※イ及びウは、児童扶養手当証書の写し、ひとり親の医療証など、ひとり親であること及び養育する子がいることが確認できる公的な書類がある場合、これに代えることができる。

## 手続きの流れ

